

1. 地域公共交通確保維持事業に係る目的・必要性

中土佐町においては、J R 四国が運行する鉄道（土讃線）、高知高陵交通及び四万十交通の路線バス、コミュニティバス、そしてタクシー事業者が公共交通として運行している。

コミュニティバスは平成 25 年より地域内の公共交通空白地区の解消を主たる目的として運行しており、独自の移動手段を持たない人の通院や買い物、楽しみのためのお出かけなど、生活に必要な移動手段として活用されている。

令和 2 年には、利用者がいなくなったことから、休止した大野地区への運行（萩原・大野線）を再開させたり、地区の要望を受けて上ノ加江地区における公共交通空白地区の解消を目的とした上ノ加江路線の運行を開始させたりしている。また、役場新庁舎の開庁に合わせ、コミュニティバスを含めた全ての路線バスの運行経路を役場新庁舎経由とするなど、地域の状況に合わせて公共交通ネットワークのかたちも変化させている。

このように、地域の変化に合わせてつつ、町民誰もの生活に必要な移動手段の確保につなげ、それが生活の質向上及びいきがづくりとして機能することを目的としている。

2. 地域公共交通確保維持事業の定量的な目標・効果

(1) 事業の目標

コミュニティバスが地域幹線となる高知高陵交通の路線バスや鉄道と連携することで、地域だけでなく広域での移動が実現した地区が増加した。

もともと高齢者の公共交通利用を支える取り組みを進めていたこともあり、ハード及びソフト面も連携して多くの高齢者が公共交通を使って必要な移動を行っている。

平成 31 年 3 月策定した中土佐町地域公共交通網形成計画（現地域公共交通計画）において、それらを定量的に検証するための指標として次の通り設定している。

① 中土佐町コミュニティバスの年間利用者数を維持させる

町内の端末交通手段を担うコミュニティバスが、地域の移動ニーズを反映した運行を行うことで、移動制約者であっても自宅から外出できるようになり、交通結節点での乗り換えを通じてさらに便利に移動できるようになる。自宅からの外出を促すコミュニティバスの利用者数を積算し、人口減少を加味した上で年間利用者数が前年実績を下回らないことを目標とする。

定量的な目標
コミュニティバスの年間利用者数（4月～翌年3月）が、前年度実績を下回らない。 今回指標値（令和3年3月までの1年間の利用者数）は、6,772人となっている。
[中土佐町地域公共交通網形成計画（現地域公共交通計画） P111 参照]

② 中土佐町内の路線バスの年間利用者数を維持させる

各地における意見交換会や利用者懇談会を行うことで、町内各地の路線バスやコミュニティバスの利用喚起につながり、その結果として路線バス及びコミュニティバスの利用者が増加すると考える。ただし、地域全体が人口減少傾向にあることから、前年実績を下回らないことを目標とする。

定量的な目標
コミュニティバスと路線バスの町内における年間乗降者数（4月～翌年3月）が、前年度実績を下回らない。
当初の指標値（令和2年4月～令和3年3月間の利用者数）は、45,166人となっている。
（高知高陵交通：30,724人、四万十交通：7,670人、コミュニティバス：6,772人）
[中土佐町地域公共交通網形成計画（現地域公共交通計画） P111 参照]

③ 公共交通を使ったお出かけイベントの参加者数を増加させる

公共交通を使った高齢者のお出かけイベントへの参加者数を設定するとともに、イベントを仕掛ける回数も増やしていく。この取り組みを通じて、イベント参加者数が増加していくことは公共交通利用者の裾野を拓げる取り組みであると考えている。

定量的な目標
高齢者を対象としたお出かけイベントの定期開催の参加者数を毎年集計し、その参加者数が前年度と比較して5%を超えて増加していくことを目標とする。 初年度（2019年4月～2020年3月）に6地区で開催し、各地区の参加者を6人と設定し、初年度を36人と設定する。 <u>今回指標値（3年目となるが、これまでに実施出来ていない）は、全体で36人</u> [中土佐町地域公共交通網形成計画（現地域公共交通計画） P112 参照]

④ 交通ICカードですかの所持者を増やす

路線バスでのお出かけに便利なICカードですかの所有者が増えることは、それだけ路線バスの利用増加に寄与するものと考えている。特に高齢者がICカードですかを所持することはメリット（バス利用の動機、ですかポイント）も大きいことから、高齢者の外出が増え、元気な高齢者の増加につながると考える。

定量的な目標
町内でICカードですか（記名式）を所有する人の数が、前年度と比較して5%を超えて増加していくことを目標とする。 <u>今回指標値（3年目となる令和3年度）は、86人</u> [中土佐町地域公共交通網形成計画（現地域公共交通計画） P113 参照]

(2) 事業の効果

- 現在移動手段を持たず、日常生活の維持に支障を来していた高齢者などが、買い物や通院、その他の用事のために、他人に気を遣うことなく移動し、用事を済ませることができるようになる。
- フィーダー系統の充実により、これまで公共の移動手段の無かった集落から、車などでドアツードアの移動に頼っていた人たちの負担が軽減されるとともに、既存のバス路線やJRなどに接続して利用することにより、既存の公共交通網の利用促進が期待される。
- 曜日を限定した集落単位の移動手段となることにより、車内で顔見知りと会う機会が増える。このため、主な利用者となる高齢者の介護予防につながることや、集落内のコミュニケーション促進から、地区内の人々のつながり強化が期待できる。さらに、これまで以上に人との会話が増えることから、このバスを利用すること自体が楽しみとなり、バス利用の相乗効果が期待できる。
- 生活のための移動手段確保として、自家用車の運転に自信を持てなくなった高齢者であっても、その日の体調と相談しながら移動手段を選択したり、思い切って運転免許証の自主返納をしたりするなど、複数の移動手段を利用できる環境が整っていることにより、地域の交通安全確保につながる。

3. 2. の目標を達成するために行う事業及びその実施主体

① 乗り換えを意識した路線バス運行ダイヤの設定 [中土佐町・交通事業者]

- 高知高陵交通と四万十交通、コミュニティバスが高齢者にも無理なく乗り換えなどのバス利用ができるように、ダイヤ調整を行うための協議体を整え、現場の意見を踏まえたダイヤ調整に取り組む。

[中土佐町地域公共交通網形成計画（現地域公共交通計画）P92]

② 久礼地区中心部におけるサロン型バス待合所の検討 [中土佐町]

- 路線バスやコミュニティバスで久礼地区中心部におでかけした人や、中心部で乗り換えをする人が、待ち時間をおしゃべりして過ごすなど、楽しく快適に待つことができる待ち合い所の整備を検討する。バス待ちに関係なく、近所の人がサロンのように集まることもできる施設とする。

[中土佐町地域公共交通網形成計画（現地域公共交通計画）P93]

③ 全ての公共交通を網羅した時刻表の作成 [中土佐町・交通事業者]

- 町内の全ての公共交通機関を掲載した時刻表を作成する。制作にあたっては、路線図と合わせて表示することで、土地勘のない来訪者（観光客など）や公共交通に慣れていない町民でも、わかりやすい内容とする。また、訪日外国人を含め、多様な来訪者に対応できるように、英語表記を加えるなど配慮を行う。
- 全ての公共交通を網羅した時刻表として、冊子とWEBで発信する。運行情報に変更がある時は、事前に情報の更新作業を行い、改正前の周知に取り組む。

[中土佐町地域公共交通網形成計画（現地域公共交通計画）P95]

④ 地区別意見交換会の定期開催 [中土佐町]

- 移動手段確保をテーマに、町内の地区を開催単位として、年に1回以上全ての対象地区において意見交換を実施し、得られた意見や要望、不満などを整理し、公共交通網の改善に反映するとともに、公共交通を利用していない住民に対する利用喚起の場としても活用する。

[中土佐町地域公共交通網形成計画（現地域公共交通計画）P99]



写真：大野地区におけるコミュニティバス運行再開の説明

⑤ 公共交通利用者懇談会の定期開催 [中土佐町]

- 町内の公共交通を利用している人に集ってもらい、鉄道や路線バス、コミュニティバス、そしてタクシーに対する意見や要望、不満などを引き出し、実際の運行再編に反映させる。

[中土佐町地域公共交通網形成計画（現地域公共交通計画）P100]

⑥ 高齢者を対象としたお出かけイベントの定期開催

[中土佐町・社会福祉協議会・中土佐ハイヤー]

- あったかふれあいセンター事業などの高齢者の集まりや、地区の会合、地区住民のグループなどに呼びかけ、特に高齢者の公共交通を使ったおでかけをイベントとして実施する。

[中土佐町地域公共交通網形成計画（現地域公共交通計画）P101]

⑦ 地区別に高齢者を対象としたバス乗り方教室の開催 [中土佐町・社会福祉協議会・交通事業者]

- あったかふれあいセンター事業などの高齢者の集まりや、地区の会合、地区住民のグループなどに呼びかけ、バスの乗り方教室を開催する。実際に交通事業者の車両を持ち込み、車内手すりやステップの使い方、ICカードですかの利用方法などを、体験を通して認識してもらう。

[中土佐町地域公共交通網形成計画（現地域公共交通計画）P102]

4. 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行システムの概要及び運行予定者

1. 営業区域	高岡郡中土佐町内			
2. 運行の態様	乗合運行 路線定期運行			
3. 運送の区間	各路線とも、予め指定するバス停留所で乗降。 ただし、制限のない場所においては停留所以外でも乗降可能			
4. 運賃	1人1乗車 大人：100円（中学生以上） 小人：50円（小学生） 未就学児は大人1人に付き、1人まで無料			
5. 利用対象者	制限無し			
6. 運行日	久礼地区と大野見地区、上ノ加江地区を運行区域とし、 路線毎に運行曜日を限定して運行している。			
	曜日	久礼地区	大野見地区	上ノ加江地区
	月曜	萩原・大野線	下ル川線	上ノ加江線
	火曜	楠ノ川線	萩中線	
	水曜	長沢・大坂線	高樋線	
	木曜	萩原・大野線	萩中線	上ノ加江線
	金曜	楠ノ川線	下ル川線	
	土曜	長沢・大坂線	高樋線	
7. 乗降場所	制限場所を除いて、フリー乗降可能。			
8. 運行予定者	(有) 中土佐ハイヤー 所在地 高知県高岡郡中土佐町上ノ加江 2417 番地 1 会社名 有限会社 中土佐ハイヤー 代表者 代表取締役 岡 幸正 連絡先 TEL：0889-54-1234／FAX：0889-54-1235			

5. 地域公共交通確保維持事業に要する費用の負担者

中土佐町から運行事業者への補助金額については、運行収入及び国庫補助金を運行経費から差し引いた差額分を負担することとしている。

6. 補助金の交付を受けようとする補助対象事業者の名称

(有)中土佐ハイヤー

7. 補助を受けようとする手続きに係る利用状況等の継続的な測定方法

「該当なし」

8. 別表1の補助対象事業の基準二ただし書に基づき、協議会が平日1日当たりの運行回数が3回以上で足りると認めた系統の概要

「該当なし」

9. 別表1の補助対象事業の基準ハに基づき、協議会が「広域行政圏の中心市町村に準ずる生活基盤が整備されている」と認めた市町村の一覧

「該当なし」

10. 生産性向上の取組に係る取組内容、実施主体、定量的な効果目標、実施時期及びその他特記事項

「該当なし」

11. 外客来訪促進計画との整合性

「該当なし」

12. 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要

表5を参照

13. 車両の取得に係る目的・必要性

「該当なし」

14. 車両の取得に係る定量的な目標・効果

「該当なし」

15. 車両の取得計画の概要及び車両の取得を行う事業者又は地方公共団体、要する費用の負担者

「該当なし」

16. 老朽更新の代替による費用の削減等による地域公共交通確保維持事業における収支の改善に係る計画（車両の代替による費用削減等の内容、代替車両を活用した利用促進策）

「該当なし」

17. 貨客混載の導入に係る目的・必要性

「該当なし」

18. 貨客混載の導入に係る定量的な目標・効果

「該当なし」

19. 貨客混載の導入に係る計画の概要、要する費用の総額、内訳、負担者及び負担額

「該当なし」

20. 協議会の開催状況と主な議論

平成 30 年度

開催日	協議事項
平成 30 年 6 月 15 日 [第 1 回地域公共交通会議]	<ul style="list-style-type: none"> ◇久礼地区のフィーダー系統について、路線及び運行ダイヤについて大幅な再編を行うことについて ◇地域公共交通確保維持改善事業（地域内フィーダー系統確保維持計画）について ◇地域公共交通網形成計画の策定について
平成 30 年 12 月 18 日 [第 2 回地域公共交通会議]	<ul style="list-style-type: none"> ◇中土佐町が取り組むべき基本方針案について ◇上ノ加江地区における公共交通空白地区の解消に向けた取り組み案について ◇平成 30 年度生活交通確保維持改善計画事業評価について
平成 31 年 2 月 28 日 [第 3 回地域公共交通会議]	◇中土佐町地域公共交通網形成計画（素案）について
平成 31 年 3 月 28 日 [第 4 回地域公共交通会議]	◇中土佐町地域公共交通網形成計画（案）の策定について（書面協議）

令和元年度

開催日	協議事項
令和元年 6 月 21 日 [第 1 回地域公共交通会議]	<ul style="list-style-type: none"> ◇生活交通確保維持改善事業（地域内フィーダー系統確保維持計画）について ◇地域公共交通網形成計画に係る取り組みについて ◇上ノ加江地区におけるコミュニティバス新路線について
令和元年 10 月 30 日 [第 2 回地域公共交通会議]	◇令和 2 年度中土佐町コミュニティバス運行概要の変更について（書面決議）
令和 2 年 1 月 22 日 [第 3 回地域公共交通会議]	◇令和元年度地域公共交通確保維持改善事業に関する事業評価について（書面決議）

令和 2 年度

開催日	協議事項
令和 2 年 6 月 25 日 [第 1 回 地域公共交通会議]	<ul style="list-style-type: none"> ◇コミュニティバスの再編案について ◇生活交通確保維持改善事業（地域内フィーダー系統確保維持計画）について → <u>承認</u> ◇地域公共交通網形成計画（現地域公共交通計画）に係る取り組みについて
令和 2 年 11 月 6 日 [第 2 回 地域公共交通会議]	<ul style="list-style-type: none"> ◇役場庁舎移転に係る町内のバス路線再編について → <u>承認</u> ◇役場庁舎移転に伴う運賃について → <u>承認</u> ◇町内のバス停名称の変更及び新設について → <u>承認</u>
令和 3 年 1 月 21 日 [第 3 回 地域公共交通会議]	<ul style="list-style-type: none"> ◇地域公共交通確保維持改善事業・事業評価 → <u>承認</u> ◇中土佐町役場バス乗り場現地視察 ◇中土佐町役場での乗り継ぎについて ◇広報について

令和 3 年度

開催日	協議事項
令和 3 年 6 月 23 日 [第 1 回 地域公共交通会議]	<ul style="list-style-type: none"> ◇路線バスのダイヤ改正について → <u>承認</u> ◇生活交通確保維持改善事業（地域内フィーダー系統確保維持計画）について → <u>承認</u> ◇地域公共交通網形成計画（現地域公共交通計画）に係る取り組みについて → <u>承認</u>

21. 利用者等の意見の反映状況

利用者及び地区からの要望や意見	その対応及び反映状況
<p>中土佐町役場が閉庁している時にも路線バスやコミュニティバスが役場バス停を運行するのは無駄ではないか。</p>	<p>中土佐町役場バス停は、快適にバス間乗り換えができるハブ機能を有する停留所であるため、役場が閉庁していても運行を継続する。</p>
<p>久礼地区及び長沢地区での意見交換より、利用したことがないため、コミュニティバスになじみがなく、そのため利用に繋がっていない傾向を把握。</p>	<p>地区の集まりに合わせてコミュニティバスの車両を会場に乗り付け、車内を見てもらうとともに、実際に乗ってもらうことでコミュニティバスの利用につなげるバス乗り方教室を開催する。</p>
<p>昨年度に運行を再開したものの、当初に比べて利用が減少傾向にある大野地区住民より、定期的に利用していた高齢者がひとりで外出できなくなった。しかし、他の利用者からは、「今のダイヤが使いやすいので運行継続を希望」と要望された。</p>	<p>他の路線も含め、大きな不満や要望が出されていないことから、コミュニティバスは今年度に再編を行わず、利用促進策に力を入れていく。</p>

22. 協議会メンバーの構成員

設置要項に掲げる者	所属・職名・氏名	
① 中土佐町長 又はその指名する者	中土佐町長	池田 洋光
	中土佐町副町長	三本 重幸
② 一般乗合旅客自動車 運送事業者	高知高陵交通（株） 代表取締役	戸田 政克
	（株）四万十交通 代表取締役	吉岡 真佐人
③ 一般乗用旅客自動車 運送事業者	（有）中土佐ハイヤー 取締役	岡 幸正
④ 社団法人高知県バス協会	（社）高知県バス協会専務理事	松山 明夫
⑤ 住民又は利用者の代表	中土佐町久礼地区利用者	川村 芳子
	中土佐町上ノ加江地区利用者	木村 和世
	中土佐町矢井賀地区利用者	中沢 孝子
	中土佐町大野見地区利用者	岡村 忠
	中土佐町大野見地区利用者	戸田 波恵
⑥ 高知運輸支局長 又はその指名する者	高知運輸支局首席運輸企画専門官	出海 博史
	高知運輸支局首席運輸企画専門官	山本 圭
⑦（２）事業用自動車の 運転者が組織する団体	該当なし	—
⑧ その他交通会議が 必要と認める者	須崎土木事務所維持管理課長	中川 秀樹
	須崎警察署交通課長	織田 憲生
	高知県中山間振興・交通部 交通運輸政策課チーフ	明神 政慈
	中土佐町社会福祉協議会	坂井 貞嗣

【本計画に関する担当者・連絡先】

住 所 高知県高岡郡中土佐町久礼 6602-2
 所 属 中土佐町役場 まちづくり課
 氏 名 中平 圭祐
 電 話 0889-52-2365
 e-mail machi@town.nakatosa.lg.jp